

ウェブかんたん銀行つみたて約款

この約款は、金融機関からの口座振替を利用した投資信託自動買付サービス（以下「ウェブかんたん銀行つみたて」といいます。）についての、お客様とマネックス証券株式会社（以下「当社」といいます。）との権利義務関係を明確にすることを目的とするものです。

第1条（ご利用になれるお客様）

- (1)お客様は、ウェブかんたん銀行つみたてのご利用において、あらかじめ当社が選定する金融機関（以下「選定金融機関」といいます。）に口座を保有し、かつ選定金融機関との間で当社の指定する口座振替契約が締結されている必要があります。
- (2)お客様は、ウェブかんたん銀行つみたてのご利用に際し、目論見書、目論見書補完書面、その他法令により当社がお客様に交付することが求められている書面の電子交付について、当社が別途定める規定の定めるところにより承諾するものとします。

第2条（買付投資信託及び支払方法）

- (1)お客様は、ウェブかんたん銀行つみたてにより、お客様の指定する日（以下「指定日」といいます。）に、当社があらかじめ選定する投資信託（以下「選定投資信託」といいます。）の中からお客様が買付けを指定する投資信託（以下「指定投資信託」といいます。）を当社が定める方法に従って購入することができるものとします。
- (2)当社は、指定投資信託の買付金（以下「買付金」といいます。）を選定金融機関の中からお客様の指定する金融機関の口座（以下「指定金融機関口座」といいます。）から口座振替の方法により引き落とすものとします（以下「引落し」といいます。）。

第3条（買付けの時期）

当社は、指定金融機関口座から買付金が引き落とされたことを確認後、お客様が当社に有する証券総合取引口座に入金し、指定日に買い付けるものとします。指定日が営業日でない場合は、原則として、翌営業日に買付けを行います。

第4条（受付及び引落しの時期）

- (1)当社は、お客様からのウェブかんたん銀行つみたて申込受付分について、当社の定める時限に基づき、当該申込受付日以降を指定日とする買付けに係る買付金を引き落とすものとします。
- (2)買付金は、指定投資信託の買付けを行う日、又はそれ以前の当社の定める日に引き落とされるものとします。また、指定金融機関口座からの引落しの後、当該金銭に対しては、いかなる名目によっても利子をお支払いいたしません。

第5条（申込内容の変更等）

お客様は、指定投資信託、指定日、買付金の金額、金融機関等の変更を希望される場合には、当社が定める日までに当社が指定する方法により申し出るものとします。

第6条（買付けの中止）

- (1)当社は、次の各号に該当する場合には一切の買付けを中止します。
 - ①お客様から、当社の定める時限までに当社が指定する方法により中止の申出があったとき
 - ②指定金融機関口座の残金が引落時点で買付金の合計に満たなかったとき
 - ③指定金融機関口座での引落請求が金融機関により拒否されたとき
 - ④お客様から指定投資信託の買付指定日を受付日とする同一指定投資信託の売却注文があったとき

(2)前項にかかわらず、指定投資信託の委託者が買付けの申込みの受付を中止した場合、買付けの申込みの受付が再開されるまで、買付けを中止します。

第7条（届出事項の変更）

お客様は、当社への届出事項に変更があった場合には、速やかに当社に申し出るものとします。

第8条（解約）

次の各号のいずれかの事由に該当した場合には、本約款に基づく契約はすべて解約されるものとします。ただし、第5号の事由に該当する場合には、個別の買付契約のみが解約されるものとします。

- ①お客様が当社所定の手続きにより解約を申し出たとき
- ②お客様が指定金融機関の口座又はこれに係る口座振替契約を解約したとき
- ③お客様が目論見書及び目論見書補完書面の電子交付契約を解約したとき
- ④その他お客様がウェブかんたん銀行つみたてを利用する資格を喪失したとき
- ⑤残高不足等により、3回以上連続で引落しができなかつたとき

第9条（その他承認事項）

- (1)お客様は、引落しから買付けまでの期間の経過利息等について、名目のいかににかかわらず、当社に対し一切の対価の請求を行わないものとします。
- (2)お客様は、意図したとおりに買付金の引落し又は指定投資信託の買付けが行われない場合、投資機会を逸失したことによりお客様に生じた損害について、当社又は指定金融機関に対し一切の請求を行わないものとします。
- (3)お客様は、当社が選定投資信託の全部又は一部の取扱いを終了したとき、選定金融機関が口座振替サービスを終了したとき、当社が選定金融機関の口座振替サービスの取扱いを終了したとき等、ウェブかんたん銀行つみたてのサービスの全部又は一部が行われなくなったときは、これを承諾し、当社に異議を申し出ないものとします。
- (4)お客様は、本約款に定めのない事項については、投資信託積立取引取扱規定その他当社の定める約款・規定に従っていただくものとします。
- (5)お客様につき、宛所不明等の理由により投資信託を含む金融商品の取引停止がなされている場合、又はお客様のお申込数量が当社の定める上限を超える場合にご利用を制限させていただくことがあります。

第10条（約款の変更）

この約款は、法令諸規則の変更又は監督官庁の指示、当社又は指定金融機関の事情等により変更されることがあります。なお、変更の内容が、お客様の従来の権利を制限し又はお客様に新たな義務を課すものであるときは、その変更事項をウェブサイトで掲示するなど当社の定める方法によりお知らせします。この場合、所定の期日までに異議の申出がないときは、約款の変更にご同意いただいたものとして取り扱います。

以上
(平成22年3月)